別記様式第五の二中「保管違法放置物件一覧表」を「保管違法放置等物件一覧表」に、「保管した違法放置物件」を「保管した違法放置等物件」に、「放置されていた」を「放置され、又は設置されていた」に改める。

別記様式第五の三中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

（高速自動車国道法施行規則の一部改正）

第二条　高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十七条の六」を「第四十七条の七第一項」に改める。

附　則

この省令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年九月三十日）から施行する。